

第五次南関町行政改革大綱

平成28年4月 (平成28年3月改訂)

◎ はじめに

行政改革は、常に変化する住民ニーズや社会経済環境に的確かつ迅速に対応していくため、現行の行政サービスや業務の進め方等を絶えず見直し、事業の取捨選択、改善に取り組むもので、単に歳出の削減のみを目指すものではなく、「最少の経費で最大の効果」を目指すものです。

現在、我が国において、人口減少、少子・高齢化の進行により、社会全体が縮小局面を迎えつつある中、南関町においては、平成27年度に「南関町人口ビジョン」、「南関町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2060年の将来予測人口を7,500人として、総合戦略事業を展開することとしております。また、平成23年から本格的にスタートした「住んでよかったプロジェクト推進事業」も第2期がスタートいたしました。

このように、できる限りの施策によって人口減少を食い止める努力を行うものの、少子化に起因する人口減少の傾向は進行するものと予想され、財政規模の縮小も避けられないと言えます。町の維持・発展を支えるためには、多様な担い手との連携や資源の有効活用に取り組みながら、優先的・重点的に取り組むべき施策・事業を選択し、経営資源を集中的に投入していくことが、より一層重要となっています。

そのためには、職員一人一人が常に町民の行政ニーズを把握したうえで、業務の見直しや改善に積極的に取り組むことはもとより、町民や事業者、地域活動団体など、多様な主体や人材、それらの持つノウハウなど、あらゆる資源を発掘し、活動の活性化・連携強化に向けた支援や仕組みづくりに、これまで以上に努めることが重要です。

南関町を取り巻く社会経済環境が大きく変化する今こそ、「行政改革」＝「町の更なる発展を支える改善」と改めて定義し、全町・全庁を挙げて、より一層の行政改革に取り組んでいくため、「第五次行政改革大綱」を策定するものです。

目 次

第 1 章 行政改革の基本方針	3～6
1 これまでの取組み	
(第一次・第二次・第三次・第四次行政改革大綱の実績)	3、4
…	…
2 更なる改革の必要性	5
3 改革の基本的な考え方	5、6
4 推進期間	6
5 推進方法及び進行管理	6
第 2 章 行政改革の具体的推進策	7～
	14
1 協働によるまちづくりの推進	7
(1) 地域住民との協働の推進	7
(2) 情報公開の推進	7
2 情報化の推進と行政サービスの向上	7、8
(1) 電子自治体の推進	7
(2) 住民サービスの向上	7、8
3 組織・機構の整備	8
(1) 組織・機構の改革	8
(2) 審議会・委員会等の整理・統合	8
(3) 行政区等の再編・統合	8
4 行財政システムの簡素化・効率化	9
(1) 事務事業の見直し	9
(2) 民間委託等の推進	9
(3) 公共工事の改善	9
5 職員の配置、定員及び給与の適正化	10、
	11
(1) 職員配置の適正化	10
(2) 職員数の適正化	10
(3) 職員の給料及び手当の適正化	10、
	11
6 職員の意識改革と能力開発の推進	11
(1) 職員の意識改革・能力開発	11
(2) 人事評価制度の充実	11
7 健全な財政運営の推進	11、
	12、
	13
(1) 自主財源の確保と強化策	11、

	12
(2)歳出の抑制策	12、
	13
(3)特別会計の健全化	13
8 公共施設の設置及び管理運営	13、
	14
効果的・効率的な設置及び管理運営	13、
	14
9 広域行政の連携強化	14
広域行政の連携強化	14

第 1 章 行政改革の基本方針

1. これまでの取組み(第一次・第二次・第三次・第四次行政改革大綱の実績)

町は、高度化・多様化する行政需要に対応しつつ、地域社会の活性化及び住民福祉の増進を図るため、昭和 61 年 12 月 18 日に「第一次南関町行政改革大綱」(計画期間:昭和 61 年～平成 7 年)を策定しました。この第一次大綱では、事務事業の見直しとして、各種補助金の削減及び統廃合や各種委員会・審議会等委員の削減、有線放送施設保守業務民間委託等を行ないました。その後、平成 7 年 4 月から第二次行政改革に向けての取組みを始め、地方自治法第 138 条の 4 の規定に基づく「南関町行政改革審議会」を設置して審議を行い、平成 8 年 1 月 25 日に「第二次南関町行政改革大綱」(計画期間:平成 8 年～平成 17 年)を策定しました。第二次大綱では、町単独補助金の整理合理化等事務事業の見直し、行政需要の変化に対応した組織機構の見直し、定員管理の適正化、民間委託等の推進、財政の健全化、町議会議員定数削減、特別職及び町議会議員の給料・報酬削減等の実績をあげています。平成 18 年 3 月に「第三次南関町行政改革大綱」(計画期間:平成 18 年～平成 22 年)を策定しました。第三次大綱では、9 つの項目に対し、109 の実施プログラムを設定し、全庁的な取組みを進めました。「協働によるまちづくりの推進」については、パブリックコメント制度の導入、広報なんかん及びホームページを充実しました。「情報化の推進と行政サービスの向上」については、光ブロードバンド通信網の整備、窓口時間の延長を行ないました。「組織・機構の整備」については、10 課 1 室の 7 課への改編、委員定数の見直しを行ないました。「行財政システムの簡素化・効率化」については、消耗品予算の一元管理、両面印刷の推進、区外住民への文書等発送の効率化、電子入札制度の導入を行ないました。「職員の配置、定員及び給料の適正化」については、職員自己申告制度の導入、女性職員の役職登用等職域拡大、定数管理計画の策定、定年退職時特別昇給の廃止、管理職手当の支給率改定、特殊勤務手当の見直しを行ないました。「職員の意識改革と能力開発の推進」については、職員提案制度の導入、新たな人材育成基本方針の策定を行ないました。「健全な財政運営の推進」については、徴収強化策の推進、ふるさと寄付金制度の活用推進、体育施設・ごみ処理・火葬場使用料等の改定、企業誘致の推進、特別職・各種委員等の報酬等の削減、公債費の抑制、旅費規程の見直し、公共下水道事業の加入促進、浄化槽整備推進事業の促進に努めました。「公共施設の設置及び管理運営」については、保育園の民営化、総合文化福祉センターの指定管理者制度の導入を行ないました。「広域行政の連携強化」については、有明広域行政事務組合における共同事業の推進、公共施設の共同利用の推進に努めました。

第四次南関町行政改革大綱(計画期間:平成 23 年～平成 27 年)においては、9 つの項目に対し、71 の実施プログラムを設定し、全庁的な取組みを進めました。主な実績は次のとおりです。

「協働によるまちづくりの推進」については、住民懇談会の実施、自主防災組織の設立推進及び訓練による組織強化、情報公開、出前講座の実施、町道等環境整備事業の定着、観光情報の発信強化、広報なんかん及びホームページの充実を行いました。

「情報化の推進と行政サービスの向上」については、文書管理システム・総合行政システムのクラウド化、くまもとGPMap利活用周知、インターネットセキュリティの強化、窓口業務のワンストップ化・簡素化を行いました。

「組織・機構の整備」については、課の業務に則した課名への変更、係の再編、事務所管の適正化、一部公募制委員の選定、行政区の統廃合を行ないました。

「行財政システムの簡素化・効率化」については、口座振替通知書兼振替通知書の廃止、両面印刷・裏面利用の推進、再資源化・ペーパーレス化の推進、電子入札制度導入を行いました。

「職員の配置、定員及び給料の適正化」については、職員再任用制度の実施、職員自己申告制度の実施、早期退職希望者の募集、女性職員の役職登用等職域拡大、定数管理計画の策定を行い、時間外勤務の削減に努めました。

「職員の意識改革と能力開発の推進」については、追録代の削減、職員研修の充実、中央省庁への職員派遣、人事評価制度研修及び一部試行を行いました。

「健全な財政運営の推進」については、各種補助金の削減、委員報酬の見直し、研修負担金の廃止、消耗品購入の一元化、下水道維持管理業務委託料の節減、借地料単価の見直し、国民健康保険税の税率改定、介護保険料の改定、徴収強化策の推進、公共用地の払い下げ、企業誘致の推進、公共下水道事業の加入促進、浄化槽整備推進事業の促進、多重債務等解消に向けたネットワーク会議を設けました。

「公共施設の設置及び管理運営」については、老人福祉施設延寿荘の民営化、総合文化福祉センターの設置目的変更及び指定管理者制度適用、ふるさとセンターの指定管理者制度を継続しました。

「広域行政の連携強化」については、県との併任徴収、荒玉地域連携に加え県境を越えた有明圏域定住自立圏による連携強化、有明広域行政事務組合における共同事業の推進、公共施設の共同利用の推進に努めました。

2. 更なる改革の必要性

これまでの取組みによって、事務・事業の改善を図ってきたものの、行政へのニーズの高度化・多様化の進行、地域主権改革の進展に伴う権限移譲など依然として行政を取り巻く環境の変化は大きく、地方交付税の減少、事業実施に伴う公債費の増大など、財政状況はさらに厳しさを増しております。

このような状況にある中で町総合振興計画を実行するためには、これまで以上に行政改革に取り組む必要があります。

(1) 行政へのニーズの多様化・高度化の進行への対応

第一次産業を基幹産業としていた社会から製造業やサービス業が主体となった社会への変革の中で、人口の流動化が進み、就業形態の多様化や地域のつながりの希薄化などにより、地域で解決できない課題等が増大しており、また、高齢化や情報通信技術の飛躍的な発達に伴い、住民が行政に求めるサービスはますます多様化・高度化している状況にあります。この需要に応えるためには、前例に囚われることなく、何をなすべきなのかを見極め、公正で開かれた町政を推進しなくてはなりません。

(2) 厳しい財政状況への対応

長引く経済の停滞に伴い、国の財政状況は依然として厳しく、町の主たる財源である地方交付税が伸びることはもはや考えられない状況にあります。町としてはそのような中であっても少子化対策、高齢化対策をはじめ、定住促進、子育て支援、環境保全対策など取り組むべき施策は多く、更なる自主財源の確保や、コスト削減への取り組みが必要です。

(3) 地域主権改革の進展への対応

国の構造改革による国から地方へ、県から町への権限移譲の流れは、今後も進むと予想され、自己決定・自己責任に基づいた自治体運営が求められる中で、行政財政基盤の強化が必要です。

(4) 第2期住んでよかったプロジェクト推進事業の実施

少子・高齢化対策や定住対策を充実するため「第2期住んでよかったプロジェクト推進事業」に取り組んでおり、第五次総合振興計画がスタートするにあたり、改めて組織全体の体制及び財政基盤の強化に努める必要があります。

3. 改革の基本的な考え方

今回の行政改革については、第四次南関町行政改革大綱におけるプログラムの積み残しや、新たに改革の必要性が高まった事項について重点的に推進するものとします。

(1) 地域主権改革の進展に対応した行政システムの構築

国の制度改革や、行政ニーズの多様化などによる新たな行政課題などに対応し得る行政組織及び財政システムの構築を図ります。

(2) 簡素で効率的な行政運営による健全化

厳しい財政状況に対応できるよう自主財源確保に努め、柔軟な対応のできる財

政構造を構築し、事務・事業の評価を基にした見直しと、中・長期も見据えた計画による事業の執行に努めます。

(3) 地域住民との協働によるまちづくり

行政が行なうべきサービスと地域でできることの再確認を行い、相互に連携しながらまちづくりを行なう地域自治の確立を目指します。また、住民の地域自治意識の啓発に努めます。

(4) 住民の視点に立った情報化

行政情報を積極的に発信することにより、説明責任を果たすことはもとより、住民の視点に立った情報化を図ります。

(5) 職員の意識改革

住民の信頼に応えることのできる企画立案能力に優れた積極性のある職員の育成を目指し、意識改革に努めます。

4. 推進期間

「第五次南関町行政改革大綱」の推進期間は、平成 28 年度から平成 32 年度(5 年間)とします。

5. 推進方法及び進行管理

行政改革大綱の実行については、必要のつど見直しながら推進するものとします。また、進行管理については、南関町行政改革推進本部会議及び南関町行政改革審議会において、進行状況の点検、評価及び管理を行ないます。その後、進捗状況については、年度末に広報なんかん及び町ホームページで公表します。

第2章 行政改革の具体的推進策

1 協働によるまちづくりの推進

(1) 地域住民との協働の推進

少子高齢化の進展、地方分権の推進等により生じている地域の課題やニーズに的確に対応するため、公聴機能の強化による住民参画の推進、住民による地域の活性化を積極的に支援し、「住民と行政による協働のまちづくり」を推進します。特に地域の活性化については、そこに住む住民の自主的な活力を育成し、行政の果たすべき役割を踏まえた上でまちづくり意識の共有化を図りながら、具体的な施策の検討に努めます。

施策

- ① パブリックコメント制度、懇談会の開催、ワークショップ等、幅広く住民の意見を聞くことのできる住民参加システムの活用を推進します。また、出前講座等による行政情報の発信・共有に努めます。
- ② 地域づくり、ボランティア活動等、住民が主体となった活動を支援することで、団体等の基盤づくりを推進します。また、地域自治意識の啓発及びリーダーの育成・支援に努めます。
- ③ 住民主体による各種行事等の企画・運営へ職員の参画を促し、支援に努めます。

(2) 情報公開の推進

住民と行政が一体となってまちづくりを推進するためには、住民への説明責任を果たし、行政に対する関心を深め、信頼を得る必要があります。「開かれた町政、透明性のある行政運営」を目指し、住民が求めている情報の開示、住民が取得しやすい情報取得環境・機会づくりに努め、情報公開を積極的に推進します。

施策

- ① 情報公開の充実を図り、的確で分かりやすい情報提供に努めます。
- ② 広報紙、ホームページの積極的な活用、情報内容の充実に努めます。

2 情報化の推進と行政サービスの向上

(1) 電子自治体の推進

住民の利便性の向上と行政情報伝達の効率化を目指し、電子自治体への取組みを推進します。

施策

- ① 町内の高速通信網の活用を促進します。
- ② 電子自治体の構築に向けた総合的な電子化を推進します。

(2) 住民サービスの向上

住民の生活様式の変化等によるニーズの高度化・多様化に対応した窓口サービスを目指し、町民の視点に立った的確で質の高いサービスの提供と事務の迅速化を図ることにより、来庁者の利便性の向上に努めます。また、町民が安心して利用でき

るよう、庁舎、施設環境の改善に努めます。

施 策

- ① 窓口サービスの時間延長、休日対応の充実を図ります。
- ② 窓口手続きの簡素化、事務の効率化・迅速化に努めます。
- ③ 申請書様式のホームページへの掲載及び簡略化に努め、添付書類の合理化、インターネットによる申請手続きの充実を図ります。

3 組織・機構の整備

(1) 組織・機構の改革

行政組織は、簡素で効率的な事務執行体制であることに加え、住民に分かりやすく、利用しやすいことが肝要でありまた、地方分権の推進や住民ニーズの多様化、社会構造の変化等に伴う新たな行政課題に即応する必要があることから、組織の柔軟化、効率化とともに、人と人の機能的なネットワーク構築による企画調整、連絡調整機能の強化等を考慮した組織・機構の見直しを図ります。

施 策

- ① 情勢に応じた課等の適切な配置に努めます。
- ② 特別職の非常勤職員(町議会議員を除く)の適正化を図ります。
- ③ 多様化する業務に柔軟に対応できる体制の構築を図ります。

(2) 審議会・委員会等の整理・統合

審議会・委員会等の組織運営の効率化を図るため、法令等で設置義務のあるもの以外は、必要性や定員を精査し、整理・合理化に努めます。また、委員の構成について、行政組織のスリム化等見直しが進む中で、委員の専門的知識の活用や住民の意見集約等、その重要性は一層増していくことから、住民に開かれた機関を目指し、委員の選任基準、会議の開催日時や方法等の見直しに努めます。

施 策

- ① 審議会・委員会等の必要性や定員の精査を行ない、整理・合理化に努めます。
- ② 審議会・委員会等の委員の選任については、多選や偏重を避け、設置の目的に沿って公募を行う等、住民参加を促進します。

(3) 行政区等の再編・統合

行政区の大きな役割である地域コミュニティとしての機能を発揮するため、行政区域の再編・統合の啓発を推進します。さらに、行政区並びに区長の取扱事務の重要性を踏まえ、現在の行政区の枠にとらわれない区長制度の導入を推進します。

施 策

- ① 行政区間のつながり等の現況を調査し、小規模行政区の統合の啓発を推進します。
- ② 大字単位を基本とした新たな行政区の枠による区長制度の導入を検討します。

4 行財政システムの簡素化・効率化

(1) 事務事業の見直し

社会経済情勢の変化とともに、行政需要が複雑多様化するなか、行財政事務の簡素化・効率化を図るためには、過去の慣例、習慣にとらわれず、新しい手法を積極的に検討し、活用する必要があります。事務事業の見直しについては、単なる経費節減のための切り捨てではなく、より一層、必要性や費用対効果を考慮して行う必要があることから、経常的な事務事業はもちろん、町が計画している各事業について、施策・事業の点検、評価によりわかりやすく透明性の高い行財政運営を目指し、成果重視の視点による評価システムの構築等、抜本的な見直しを図ります。また、行政改革を全庁的な取組みとするため、事務改善に関する職員の参加を促し、継続的な効率化に努めるものとします。特に行政の内部事務の見直しについては、電算処理業務の改善を図り、庁内ネットワークを活用した処理の迅速化と経費節減の視点から徹底した取組みを推進します。さらに、行政手続の簡略化、運用の改善など住民の利便性に考慮した規制の緩和を推進します。

施 策

- ① 事務事業評価システムの充実を図るとともに、施策評価、政策評価、外部評価を含めた行政評価システムの導入を推進します。
- ② 庁内の事務処理の流れを調査し、事務の簡素合理化を推進します。
- ③ 資源の有効活用を図るため、両面印刷及び裏面利用、使用済み不要書類等の再資源化の徹底を図ります。
- ④ 文書減量化を図るため、庁内ウェブ利用による事務処理の拡大等、ペーパーレス化を推進します。

(2) 民間委託等の推進

行政事務の民間委託については、個人情報保護対策、事務事業の性質及び費用対効果について慎重に検討したうえで、行政責任の確保、サービスの向上、事務の効率化、コスト削減等が図られる行政事務については、民間委託を推進します。

施 策

- ① 民間委託が可能な事務事業の調査・検討を行いません。
- ② 調査・検討の結果を踏まえ、委託可能な事務から随時導入を図ります。

(3) 公共工事の改善

公共工事については、適切な設計単価、予定価格の設定、入札・契約手続きの透明性と公平性の確保及び公正な競争の促進等、入札・契約制度の一層の改善を図ります。また、適正な工事の施行を確保するとともに、不正行為の排除の徹底に努めます。

施 策

- ① 電子入札等入札方式の充実に努めます。
- ② 一般競争入札制度等の運用を促進します。

5 職員の配置、定員及び給料の適正化

(1) 職員配置の適正化

地域主権改革の推進に対応した職員配置を図る必要があることから、福祉や土木建築等の専門的な分野における職員配置を考慮しながら、職務内容に応じた効果的な事務処理を行うための柔軟な配置に努めます。そのために、職員の資格、経験や適性を考慮するものとします。また、職務内容に応じて、臨時職員や非常勤職員等の適切な活用を推進する等、業務量の均一化を図ります。

施 策

- ① 住民サービスへの影響、事務引継ぎの効率化に考慮した配置に努めます。
- ② 一つの部署に長期(5年以上)在職している職員配置の見直しを推進します。
- ③ 女性職員の職域拡大(役職登用等)を推進します。
- ④ 技術系職員と一般事務職員を計画的に採用し、適正な配置に努めます。
- ⑤ 臨時職員等の配置基準の明確化に努めます。
- ⑥ 本人の希望調査制度の拡充に努めます。

(2) 職員数の適正化

職員数は、第三次行政改革の実施により、平成22年4月1日の136人から、平成27年4月1日現在126人で、10人の減員(△7.3%)となっていますが、今後も住民サービスを確保しつつ、「最少の人員で最大の効果を上げる」ことを基本に定員管理計画を策定し、施設職員の定数及び行政事務の適正な執行に必要な人員を見通しながら定員管理に努めます。また、再任用制度・任期付職員制度の効率的な活用について検討します。

施 策

- ① 組織・機構の改革及び行政事務の民間委託の進捗、国・県からの事務事業移譲の状況も考慮しての新規採用計画の実施に努めます。
- ② 事業の集中時期等に柔軟に対応できる職員の確保(再任用・任期付職員制度)に努めます。

◇ 定員管理計画【単位:人】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	合計
退職(見込)者数	—	11	2	4	3	4	24
採用(見込)者数	—	2	0	2	0	2	6
増減	—	△9	△2	△2	△3	△2	△18
計	126	117	115	113	110	108	108

(3) 職員の給料及び手当の適正化

職員の給与は、周辺自治体との均衡、地域の実情及び町の財政状況を考慮しながら、人事院規則に準じた給与制度及び給与水準の適正化、諸手当等の支給の必要性等を含めた見直しに努め、適正化を図ります。

また、50歳代後半の給料月額のあり方を検討します。

施 策

- ① 職員給与の適正化に努め、公表については継続するとともに、公表方法等の工夫に努めます。
- ② 時間外勤務手当は、職員配置、事務の改善に努め、縮減を図ります。
- ③ 50歳代後半の給料のありかたについて調査・研究し、検討を行います。

6 職員の意識改革と能力開発の推進

(1) 職員の意識改革・能力開発

行政改革の推進にあたっては、行政に対する町民からの信頼を得ること、その必要性を職員一人ひとりが認識し、行動することが必要となります。そこで、積極的に職員の意識改革を図り、自らが主体となり課題に取り組む力を向上させる等、個々の能力開発につながる支援の充実に努めます。また、地方分権の推進に対応した政策形成能力、法制執務能力等の向上、多様化する住民ニーズに対応できるような専門的知識を習得するために職員研修の充実に努めます。

施 策

- ① 職員一人ひとりのコスト縮減意識の徹底を図ります。
- ② 職員の事務改善意識を向上させるため、職員提案制度の更なる推進を図ります。
- ③ 民間企業や、専門的分野、経験年数に応じた職員研修の充実に努めます。
- ④ 職員の自発的な勉強会の実施を支援します。
- ⑤ 県等との人事交流を推進します。

(2) 人事評価制度の充実

職員一人ひとりのやる気の醸成、能力開発及び職場の活性化を推進し、住民サービス等、行政水準の向上に資するため、人材育成の視点から、職員の能力、職責、業績が、より適切に評価され、公平に反映される人事評価制度の充実に努めます。

施 策

- ① 人材育成基本方針に掲げた勤務成績の評定要綱に基づき、客観性、公平性を高める新たな人事評価制度の充実に努めます。

7 健全な財政運営の推進

(1) 自主財源の確保と強化

町の施策を計画的に執行するために必要な財政基盤の強化に欠くことのできない自主財源の確保に努めます。また、基金は、財政運営の安定を図っていく必要から、適正な額の確保に努めます。

① 町税等の確保

自主財源の根幹となる町税、使用料及び手数料の確保を図るため、公平性の視点から、収納率の向上対策を強化するとともに、申告、納税の更なる啓発に努めます。

② 受益者負担の適正化

住民に直接負担を求める使用料及び手数料等については、「受益者負担の原則」、「負担公平の原則」に立ち、住民の理解を求めながら適正な見直しに努めます。

③ 公有財産(普通財産)の有効利用

町が保有する公有財産について、計画的な利用促進と効率的な見直しを図ります。

④ 企業誘致の推進

積極的に企業の誘致を推進し、新たな雇用、税収の確保等を図ります。

施策

① 町税等の滞納徴収において、税務経験者等の退職者再任用制度の導入や併任徴収の推進、管理職の徴収事務従事の検討を行う等、徴収策の強化に努めます。

② 滞納者の実態の把握に努めるとともに法的措置による厳格な対応を図ります。

③ 使用料及び手数料等は、負担基準の明確化に努めながら、定期的(3年から5年毎)な見直しを図ります。

④ 未利用財産の有効利用を検討するとともに、利活用が困難な土地等については適正な処分に努めます。

⑤ 町の誘致方針に合致する企業の誘致を推進します。

(2) 歳出の抑制

本町財政運営を健全なものとするため、単年度収支均衡を目標にした財政計画策定及び予算編成を図り、細部にわたる徹底した経費節減策に取り組むとともに、将来にわたる財政負担を考慮しながら予算の効果的、重点的な配分、事業の見直しを図ります。また、特別会計への繰出金の適正化に努め、町の現況を広く住民に知らせるため、指標等を使ったわかりやすい財政状況の公表に努めます。

① 義務的経費の抑制

できる限りの義務的経費の抑制を図るため、特別職、非常勤を含めた職員人件費等の適正化に努めます。また、将来への負担を軽減するため、計画的かつ効果的な事業と起債計画による公債費の抑制に努めます。

② 投資的経費の重点的な配分

生活・生産基盤の整備の重要性は踏まえながらも、歳入に見合った事業計画の策定、総合振興計画に基づく事業の優先的な実施等、真に必要な投資的経費の重点的配分に努めます。

③ その他の経費の削減

物件費については、常にコスト意識を持った予算執行と合理化・効率化に努め、削減を図ります。また、補助金等は、対象事業や補助率、補助期間の見直しによる整理合理化に努めます。

④ 財務関係諸表の作成

公会計制度に基づく企業経営的視点での財務関係諸表の作成・分析により、予算の適正配分、事務事業の効率化に努めます。

施 策

(義務的経費の適正化)

特別職給与等の適正化及びその他非常勤の特別職、各種委員会等の報酬の見直しを図ります。

(投資的経費の重点的な配分)

- ① 事業については公益性、必要性、実現性、財源等を計画段階から十分に検討したうえで優先順位を設定し、実施するものとします。また、毎年の財政状況に応じた事業計画の見直しを行いません。
- ② 将来の公債費負担の適正化を図るため、中期的な財政見通しによる起債発行に努めます。

(その他の経費の見直し)

- ① 研修会や団体等の各種負担金、各種業務委託の内訳、妥当性を検証し、見直しに努めます。
- ② 庁内の消耗品購入の一元化及び管理を徹底し、購入の際は競争入札(見積)等による経費節減に努めます。
- ③ 補助金・交付金等は、必要性、効果等の検証を行ない、定期的(3年～5年)な見直しを図ります。特に財政援助団体等については、町に対する過度な依存体質を排除し、団体独自の体質強化を促進しながら整理合理化に努めます。
- ④ 借地料単価の見直しをおこない、施設用地等の借地料については、今後の方針を検討し、購入すべきものは購入を推進します。

(財務関係諸表の作成)

公会計制度による財務諸表の公表を行ない、情報開示を進めます。

(3) 特別会計の健全化

特別会計は、長期財政計画に基づき事務経費の削減、受益者負担の見直しに努めます。とりわけ公営企業等については、独立採算の原則を再確認し、民間活力の活用等、事務事業の見直しによる健全な経営に努めます。

施 策

- ① 受益者負担を検討し適正化に努めます。
- ② 公共下水道事業の加入を促進し、浄化槽整備推進事業を推進します。

8 公共施設・公有財産の管理運営

効果的・効率的な公有財産の管理運営

公共施設は、住民の利便性の確保に配慮しながら、適切な配置と効率的な整備に努めます。併せて、施設の活用状況等の点検を行い、有効利用を促進します。

管理運営については、指定管理者制度の導入について検討し、原則として外部委託を推進します。また、導入効果等の検証を行い、委託継続又は譲渡等の処分の検討を行います。

普通財産については、適正な維持管理に努め、利用計画のないものについては、処分に向けての検討を行います。

施 策

- ① 公共施設については、コスト削減や利用時間、開館日の見直しを含めた住民サービス向上のため、指定管理者制度等による民間活力の導入を図ります。また、今後の維持管理費用を想定したうえで処分も含めて総合的な検討を行うとともに長寿命化を図ります。また、機能統合の可能性も含めて維持管理を行います。
- ② 普通財産については維持管理軽減を図るため、利用計画を検討し、処分を検討します。

9 広域行政の連携強化

広域行政の連携強化

広域的視点に立ち、路線バス運行対策など広域処理が可能な事務事業について検討し、2市4町(荒尾市・玉名市・南関町・玉東町・和水町・長洲町)の連携強化による荒尾・玉名地域一体となった地域振興を推進します。

また、定住自立圏構想に基づく関係市町との連携を充実させます。

施 策

- ① 近隣自治体で共通した事務事業の広域処理を推進します。
- ② 公共施設の圏域内での一元的な料金制度や予約システム整備の検討及び広域利用の推進に努めます。
- ③ 有明圏域定自立圏、玉名圏域定住自立圏との協定に基づき連携を図ります。